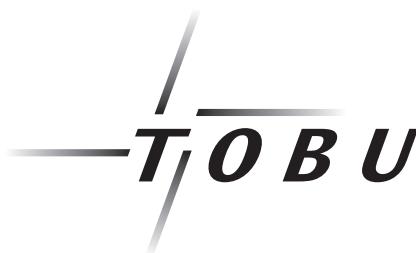


# 第195期 定時株主総会 招集ご通知



## 日時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

## 場所

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階 錦

株主総会当日にご出席いただけない株主様へ  
株主総会参考書類をご検討いただき、郵  
送またはインターネットによる議決権行  
使をお願いいたします。

### 議決権行使期限

平成27年6月25日（木曜日）午後6時15分

## 目次

■ 第195期定時株主総会招集ご通知……	1
■ (ご参考) 議決権行使のご案内 ……	3
■ 株主総会参考書類 ……	4
第1号議案   剰余金の処分の件	
第2号議案   定款一部変更の件	
第3号議案   取締役15名選任の件	
第4号議案   買収防衛策のための 新株予約権無償割当ての 委任の件	

### (添付書類)

■ 事業報告 ……	29
■ 連結計算書類 ……	53
■ 計算書類 ……	56
■ 監査報告書 ……	59

東武鉄道株式会社

(証券コード：9001)

(証券コード 9001)  
平成27年6月4日

株 主 各 位

(本店所在地)  
東京都墨田区押上一丁目1番2号  
(本社事務所)  
東京都墨田区押上二丁目18番12号  
**東武鉄道株式会社**  
取締役社長 根 津 嘉 澄

## 第195期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第195期定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページ記載の「(ご参考) 議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成27年6月25日(木曜日)午後6時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時  
(午前8時45分に受付を開始いたします。)
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階 錦  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

~~~~~  
・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、環境負荷低減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第195期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第195期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役15名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以上

- 
- ・連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第39条の規定にもとづき、当社ホームページ（<http://www.tobu.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
  - ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.tobu.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

## (ご参考) 議決権行使のご案内



### 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。



### インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトによりご利用いただけます。次の事項をご確認のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後6時15分までに議案に対する賛否をご入力ください。

**【議決権行使ウェブサイト】 <http://www.web54.net>**

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。  
なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。また、株主様のインターネット利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社では、長期にわたる経営基盤の拡充のため、業績と経営環境を総合的に勘案しつつ、安定配当を継続することを基本方針とし、普通配当を実施しております。

当期の期末配当につきましては、将来の業績や事業展開を見据え、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額3,203,112,270円

(これにより年間配当金は、1株につき中間配当金3円を含め、合計6円となります。)

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、優秀な人材を確保し続ける環境を整備するとともに、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第18条第2項および第28条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第18条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の責任免除)<br>第18条 (省 略)                                                                               | (取締役の責任免除)<br>第18条 (現行どおり)                                                                                             |
| 2 本会社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> | 2 本会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役の責任免除)<br>第28条 (省 略)<br>2 本会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | (監査役の責任免除)<br>第28条 (現行どおり)<br>2 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |

### 第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ね づ よし ずみ<br>根 津 嘉 澄<br>(昭和26年10月26日生) | 昭和49年4月 当社入社<br>昭和63年4月 当社関連事業室部長<br>平成2年5月 当社関連事業室長<br>平成2年6月 当社取締役関連事業室長<br>平成3年4月 当社常務取締役<br>平成5年6月 当社代表取締役現在に至る<br>平成5年6月 当社専務取締役<br>平成7年6月 当社取締役副社長<br>平成11年6月 当社取締役社長現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>東京急行電鉄(株)社外取締役<br>(株)松屋社外取締役<br>(株)ゆうちょ銀行社外取締役<br>富国生命保険(相)社外監査役<br>丸紅(株)社外監査役<br>(株)東武ストア社外取締役 | 1,988,000株  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2     | つの だ けん いち<br>角 田 建 一<br>(昭和21年2月21日生) | 昭和43年4月 当社入社<br>平成8年4月 当社総合企画室部長<br>平成8年10月 当社総合企画室長<br>平成11年4月 当社人事部長<br>平成11年6月 当社取締役人事部長<br>平成13年6月 当社常務取締役人事部長<br>平成14年1月 当社常務取締役鉄道事業本部長<br>平成18年4月 当社常務取締役<br>平成19年6月 当社代表取締役現在に至る<br>平成19年6月 当社専務取締役<br>平成26年6月 当社取締役副社長現在に至る<br>当社における担当<br>社務総括<br>人事部・診療所                                                                                                                    | 48,000株     |
| 3     | たけ だ ぜん ご<br>竹 田 全 吾<br>(昭和19年7月24日生)  | 昭和43年4月 当社入社<br>平成8年4月 当社鉄道事業本部計画管理部長<br>平成9年6月 当社バス事業本部計画管理部長兼<br>営業部長<br>平成9年10月 当社バス事業本部部長<br>平成11年4月 当社総務部長兼調査室長<br>平成13年6月 当社取締役総務部長兼調査室長<br>平成15年5月 当社常務取締役総務部長兼調査室<br>長<br>平成19年7月 当社常務取締役<br>平成22年6月 当社代表取締役現在に至る<br>平成22年6月 当社専務取締役総務部長兼調査室<br>長<br>平成22年10月 当社専務取締役<br>平成25年9月 当社専務取締役生活サービス創造<br>本部長<br>平成26年6月 当社取締役副社長生活サービス創<br>造本部長現在に至る<br>当社における担当<br>監理部・生活サービス創造本部 | 54,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | まきの おさむ<br>牧野 修<br>(昭和30年4月26日生)    | 昭和54年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社鉄道事業本部運転車両部長<br>平成16年4月 当社鉄道事業本部運輸部長兼車両部長<br>平成18年10月 当社鉄道事業本部運輸部長<br>平成19年4月 当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長<br>平成20年7月 当社鉄道事業本部計画管理部長<br>平成21年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長兼計画管理部長<br>平成22年6月 当社取締役鉄道事業本部長兼計画管理部長<br>平成22年7月 当社取締役鉄道事業本部長<br>平成24年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長<br>平成26年6月 当社代表取締役現在に至る<br>平成26年6月 当社専務取締役鉄道事業本部長現在に至る<br>当社における担当<br>鉄道事業本部 | 21,000株     |
| 5     | いの もり しん じ<br>猪森 信二<br>(昭和32年8月3日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成16年6月 (株)東武カードビジネス常務取締役<br>平成17年10月 当社経営統括本部経営企画部長<br>平成18年5月 当社経営企画部長<br>平成22年6月 当社取締役経営企画部長<br>平成24年6月 当社常務取締役貸貸事業統括本部長兼沿線開発事業本部長<br>平成24年7月 当社常務取締役生活サービス創造本部長<br>平成25年9月 当社常務取締役<br>平成26年6月 当社代表取締役現在に至る<br>平成26年6月 当社専務取締役現在に至る<br>当社における担当<br>グループ事業部・財務部・池袋開発プロジェクト<br>重要な兼職の状況<br>(株)東武ストア社外取締役                                | 15,000株     |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6         | ひら た かず ひこ<br>平 田 一 彦<br>(昭和27年1月6日生)  | 昭和50年4月 当社入社<br>平成14年2月 当社経営企画部長<br>平成14年7月 当社経営統括本部経営企画部長<br>平成17年10月 当社経営統括本部経営監理部長<br>平成18年5月 当社経営監理部長<br>平成19年6月 当社取締役経営監理部長<br>平成20年4月 当社取締役財務部長<br>平成24年6月 当社常務取締役<br>平成25年9月 当社常務取締役グループ事業部長<br>平成26年6月 当社常務取締役現在に至る<br>当社における担当<br>監理部・経営企画部・システム開発部・資産管理部<br>重要な兼職の状況<br>(株)東武ストア社外監査役<br>東武シェアードサービス(株)代表取締役 | 15,000株     |
| 7         | み わ ひろ あき<br>三 輪 裕 章<br>(昭和33年11月23日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成17年10月 当社鉄道事業本部計画管理部部長<br>平成18年4月 当社人事部長<br>平成23年6月 当社取締役人事部長現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>一般財団法人東武博物館理事長                                                                                                                                                                                                     | 13,000株     |
| 8         | お じろ あき ひろ<br>小 代 晶 弘<br>(昭和33年6月8日生)  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年10月 当社分譲事業本部マンション事業部長<br>平成22年4月 当社沿線開発事業本部部長<br>平成24年6月 当社取締役沿線開発事業本部部長<br>平成24年7月 当社取締役生活サービス創造本部住環境開発部長現在に至る                                                                                                                                                                                   | 16,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 9     | いわせ ゆたか<br>岩瀬 豊<br>(昭和32年6月29日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年5月 当社賃貸営業本部ステーション事業部長<br>平成22年4月 当社賃貸事業統括本部SC事業部長<br>平成24年1月 東武タウンソラマチ(株)取締役社長<br>平成25年6月 当社取締役<br>平成25年7月 当社取締役生活サービス創造本部SC事業部長現在に至る                            | 14,000株     |
| 10    | おおくま やすよし<br>大熊 康義<br>(昭和30年4月1日生)  | 昭和53年4月 当社入社<br>平成17年8月 当社システム開発部長<br>平成26年6月 当社取締役システム開発部長現在に至る                                                                                                                      | 18,000株     |
| 11    | こしむら としあき<br>越村 敏昭<br>(昭和15年9月20日生) | 昭和39年4月 東京急行電鉄(株)入社<br>平成7年6月 同社取締役<br>平成11年6月 同社常務取締役<br>平成13年6月 同社専務取締役<br>平成17年6月 同社取締役社長<br>平成19年6月 当社取締役現在に至る<br>平成23年4月 東京急行電鉄(株)取締役会長現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>東京急行電鉄(株)代表取締役会長 | 5,000株      |
| 12    | つづき ゆたか<br>都 筑 豊<br>(昭和36年1月4日生)    | 昭和59年4月 当社入社<br>平成20年7月 当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長<br>平成25年7月 東武エンジニアリング(株)取締役社長現在に至る                                                                                                     | 16,000株     |
| 13    | よこた よしみ<br>横田 芳美<br>(昭和36年8月1日生)    | 昭和59年4月 当社入社<br>平成24年6月 当社経営企画部長<br>平成27年4月 当社経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長現在に至る                                                                                                                | 10,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 14    | せき ぐち こう いち<br>関 口 幸 一<br>(昭和30年12月22日生)  | 昭和53年4月 運輸省入省<br>平成23年8月 気象庁次長<br>平成26年9月 当社入社経営企画部顧問現在に至る                                                                                                                                                     | 1,000株      |
| 15    | や が さ き の り こ<br>矢ヶ崎 紀 子<br>(昭和38年4月22日生) | 昭和62年4月 (株)住友銀行入行<br>平成元年10月 (株)日本総合研究所総合研究部門<br>上席主任研究員<br>平成20年10月 国土交通省観光庁参事官<br>平成23年7月 首都大学東京都市環境学部特任准<br>教授<br>平成26年4月 東洋大学国際地域学部国際観光学<br>科准教授現在に至る<br>重要な兼職の状況<br>東洋大学国際地域学部国際観光学科准教授<br>日本貨物鉄道(株)社外取締役 | 0株          |

- (注) 1. 取締役候補者三輪裕章氏は、一般財団法人東武博物館の理事長であり、当社は同法人に東武博物館の運営に係る業務の委託を行っております。
2. 取締役候補者越村敏昭氏は、東京急行電鉄(株)の代表取締役会長であり、同社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。
3. 越村敏昭氏は、社外取締役候補者であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、経営陣から独立した立場にて客観的視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏が代表取締役会長を務める東京急行電鉄(株)と当社との間で取引がありますが、その年間取引金額は同社および当社の連結営業収益の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 越村敏昭氏は、平成27年5月26日に、松竹(株)社外取締役に就任する予定です。また、同氏は、平成27年6月26日に、東京急行電鉄(株)代表取締役会長を退任し、同社取締役相談役に就任する予定です。
5. 矢ヶ崎紀子氏は、社外取締役候補者であり、交通政策・観光政策における学識者としての豊富な知識と、他の企業での社外取締役としての経験を当社の経営に反映していただくとともに、経営陣から独立した立場にて客観的視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 越村敏昭氏の当社社外取締役に在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 当社は、越村敏昭氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。また、矢ヶ崎紀子氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、越村敏昭氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、矢ヶ崎紀子氏を同取引所の定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
9. 都筑 豊氏、横田芳美氏、関口幸一氏および矢ヶ崎紀子氏は、新任取締役候補者であります。

## 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保およびお客様の信頼の基礎である輸送の安全を確保する取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止することを目的として、平成24年6月28日開催の第192期定時株主総会によりご承認をいただきましたが、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。旧プランの更新について検討してまいりました結果、引き続き上記目的を達成するため、旧プランと同内容の買収防衛策（以下、今回ご提案する買収防衛策を「本プラン」といいます。）について、当社定款第12条に基づき、後記「3本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プラン導入の目的）

当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に向けて、当社を中核とする東武グループは、信頼の確立と成長基盤の確立を基に事業活動を推進しておりますが、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けることが、東武グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の根幹をなすものと考えております。

また、当社は、東武グループの中長期的な成長のため運輸事業を中心に、レジャー、不動産、流通、その他の各セグメントにおいて収益拡大を継続できる経営基盤の強化に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上をはかってまいっている所存であります。

当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに当社の基幹事業である運輸業における輸送の安全を確保するための取り組みを一層推進してまいりますが、近時、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例がみられるようになりました。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、信頼の確立、成長基盤の確立を基に継続的に企業価値および株主共同の利益を確

保・向上させていくために、経営の根底にある「安全・安心」の提供や鉄道事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくことが不可欠であると考えます。

東武グループでは、「東武グループ中期経営計画2014～2016」を策定し、前中期経営計画「東武グループ中期経営計画2010～2013」期間中に実現した東京スカイツリータウンプロジェクトを含めた各事業の収益基盤の強化に注力することに加え、2020年も見据えた今後の収益源となる事業創出に取り組み、将来にわたる持続的成長を目指しております。

東武グループにとって、鉄道事業は将来にわたる経営の柱であり、鉄道を利用する多くのお客さまに支えられ、今後も安定的な収益を確保していかなければならないと考えております。したがって、社会構造の変化等を踏まえたうえで、安全輸送体制のさらなる充実と沿線ネットワークの活用等お客様のニーズに合った質の高い輸送サービスの提供により、鉄道需要を創出・拡大してまいります。

また、東京スカイツリータウンにおきましては、観光立国日本のシンボルとして「にぎわい」と「活力」を継続すべく、来場者の維持拡大に向け積極的な販売促進施策を展開し、継続的な収益力強化をはかってまいります。加えて、観光戦略の展開にあたっては、東京スカイツリータウンや世界遺産の日光をはじめとした沿線各地の既存観光資源を活かすとともに、新たな観光資源の発掘など、沿線の自治体とも連携したうえで、国内はもとより世界に目を向けた誘客施策を推進することにより、交流人口の増加につなげ沿線と地域の活性化をはかってまいります。さらに、沿線の生活価値向上に向けて、沿線居住者やお客様に対して、地域資源を活かしつつ魅力あるサービスを提供してまいります。

これらの取組みを通じ、事業の効率性を向上させるために、東武グループの事業活動の原点である「安全・安心」を基本に、人口減少・少子高齢化など経営環境の変化に対応した効率的な事業展開を図るとともに、グループ会社の自主自立経営や競争力の強化によりグループ全体の収益性向上を目指しております。また、これらとあわせて、適正な設備投資などによりフリーキャッシュフローを確保することで財務体質の強化を図り、健全性の向上を目指しております。

このような経営戦略が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。

当社取締役会は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、本プランと同内容の旧プランについて株主様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますので、本定時株主総会においてご承認いただけることを条件に、以下「3 本プランの内容」のとおり平時の買収防衛策を引き続いて導入することを決定いたしました。

なお、現在、当社が具体的に上述のような不適切な買付等の脅威に直面している事実はありません。

## 2 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

### (1) 目的

本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全を確保・向上させることを目的としています。

### (2) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています。(その詳細については下記「3 (1) 本プランに係る手続」をご参照下さい。)

### (3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買収を行う場合や当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合等(その要件の詳細については下記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記「3 (3) 本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、無償割当て以前に比して最大50%まで希釈化される可能性があります。

### (4) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会(その詳細については下記「3 (5) 独立委員会の設

置」をご参照下さい。)の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行い、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を開催し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の決議を行います。

### 3 本プランの内容

#### (1) 本プランに係る手続

##### ア 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととなります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)およびその共同保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付(注6)に係る株券等の株券等所有割合(注7)およびその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義するもの。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義するもの。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義するもの。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義するもの。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義するもの。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義するもの。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

##### イ 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60日を上限とします。）を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される内容（そのうち他の株主に対して分配される内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（運輸事業における運輸政策、安全管理政策、投資政策、運賃政策等を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社事業の安全対策の内容・計画、安全対策投資の金額、安全管理規程の案文、安全統括管理者に就任予定の者の氏名・略歴・安全性に関する意見等
- ⑧ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇・対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記工①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ウ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会の経営計画・事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。この場合、当社取締役会は、上記意見および代替案を独立委員会に提示するものとします。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等の情報、および当社取締役会に対して上記のとおり情報の提供を要求した場合にはその情報を受領してから原則として買付の対価が円貨の場合最長60日間、それ以外の買付等の場合は最長90日間が経過するまでに（ただし、下記工③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を最長30日まで延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通じて当該買付者等と買付条件の改善等について協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主様に対する提示等を行うことができるものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通じて、検討資料

その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならぬものとし、

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会の検討期間が開始した旨、および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに株主様に対する情報開示を行います。

エ 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、上記ウに従い検討を行った上で、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会の検討期間の延長を行う場合には、当該延長の期間およびその理由の概要を含みます。）について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または、買付者等の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、また、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

I 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

II 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招

集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉・代替案の検討等の結果、買付者等による買付等が下記「(2) 本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の本プランの発動を勧告する場合に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。ただし、この延長は最長30日間とします。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行います。

オ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。そして、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決議を経て、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行するものとします。（当該株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予

約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合または上記株主総会決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

## (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(1) 本プランに係る手続 オ」に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを実施します。

なお、上記「(1) 本プランに係る手続 エ」のとおり、独立委員会が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについて検討し、実施もしくは不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を必ず行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決定します。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 当社の経営に参加する意思がなく、当社の株券等を買収することにより株価を吊り上げて、当社の株券等を当社関係者に高値で引き取らせる目的の買付等である場合
- ③ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を廉価に当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行う目的の買付等である場合
- ④ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の買付等である場合
- ⑤ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける目的の買付等である場合
- ⑥ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ⑦ 当社取締役会に対して、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- ⑧ 株主様に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合

- ⑨ 買付等の条件（対価の価額・種類、対価の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画・安全政策、買付等の後における当社の他の株主様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値（運輸事業の公共性も考慮することとします。）に鑑みて、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ⑩ 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、運輸事業の安全性もしくは公共性または利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要  
本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- ア 新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の本新株予約権を割り当てます。
- イ 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。
- ウ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- エ 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- オ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
- カ 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初

日を「行使期間開始日」といいます。)とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記ケ②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合には、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者(注10)、(II) 特定大量保有者の共同保有者および特別関係者、(III) 特定大量買付者(注11)、(IV) 特定大量買付者の共同保有者および特別関係者、もしくは、(V) 上記(I)ないし(IV)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注12)(以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、下記ケのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(注10) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等所有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量所有者に該当しないものとします。

(注11) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義するもの。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。ただし、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しない

と当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り、  
その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者  
は、特定大量買付者に該当しないものとします。

(注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくは  
その者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含  
みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者を  
いいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を  
支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義するもの。）をいいま  
す。

ク 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとしま  
す。

ケ 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得する  
ことが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の  
到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有す  
る本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを  
取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株  
式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本  
新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める  
場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもつ  
て、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未  
行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相  
当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。な  
お、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議におい  
て定めるものとします。

コ 合併（合併により当社が消滅する場合に限り）、吸収分割、新設分割、株式交換お  
よび株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において、別途定めます。

サ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成27年5月20日現在施行されている規定を前提とし  
ているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ない

し用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

#### (4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、当社定款第12条（注13）に基づき、本定時株主総会において、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主様のご承認をいただくことを条件といたします。

（注13）当社定款第12条「本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」

#### (5) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、当社および当社経営陣からの独立性の高い当社の社外監査役1名および有識者2名から構成される予定です。（本プラン導入当初における独立委員会の委員は、後記「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。）

実際に買付等がなされる場合には、上記「(1) 本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施を勧告し、（独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告します。）当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止および変更

上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの修正または変更の

必要がある場合（金融商品取引法その他の法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主様に不利益を与えない場合等を含みます。）には、上記「(4) 本プランの導入手続」の株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4 本プランの合理性

##### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

##### (2) 株主意思を重視するものであること

上記「3 (4) 本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社は取締役の任期を1年としており、定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主様の意思を確認できるようにしております。

さらに、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行うこととなっており、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議することで、必要に応じて株主様の意思を直接確認することができる仕組みになっています。

##### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記「3 (5) 独立委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際して

の実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記「3 (1) 本プランに係る手続 エ」および上記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記「3 (1) 本プランに係る手続 ウ ②」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役により構成される取締役会により、これを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては、取締役の任期を1年としており、取締役の期差任期制は採用されていませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5 株主様への影響

(1) 本プランの導入時に株主様および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主様および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主様および投資家の皆様に与える影響

ア 本新株予約権の無償割当ての手続および名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記「3(1)本プランに係る手續エ①」但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### イ 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主様による本新株予約権の行使により、その所有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記ウに記載するところに従って非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### ウ 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従

い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

エ 上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 6 独立委員会の概要

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置されます。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役・社外監査役または②社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。ただし、社外有識者は、会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する契約を当社との間で締結した者としします。
- (3) 独立委員会は、独立委員会規程に従い、本プランが独立委員会の職務として定める職務を行います。また、独立委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとしします。
- (4) 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでないものとしします。
- (5) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができるものとしします。
- (6) 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとしします。
- (7) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

(独立委員会委員の氏名および略歴)  
本プラン導入当初の独立委員会の委員には、次の3名を予定しております。

小林 喬 (こばやし たかし)

【略歴】

昭和9年1月 生まれ  
昭和43年5月 富国生命保険相互会社取締役  
平成3年4月 同社取締役社長  
平成10年7月 同社取締役会長  
平成14年6月 当社監査役(現)  
平成15年7月 富国生命保険相互会社相談役(現)

※同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

原田 明夫 (はらだ あきお)

【略歴】

昭和14年11月 生まれ  
昭和40年4月 東京地方検察庁検事任官  
平成4年4月 盛岡地方検察庁 検事正  
平成10年6月 法務省法務事務次官  
平成11年12月 東京高等検察庁 検事長  
平成13年7月 検事総長  
平成16年10月 弁護士登録

今城 光英 (いましろ みつひで)

【略歴】

昭和24年1月 生まれ  
昭和50年4月 財団法人運輸調査局研究員  
平成2年4月 大東文化大学経済学部経営学科教授  
平成14年4月 同大学経営学部長  
平成18年4月 同大学副学長  
平成26年4月 同大学教授(現)

※公益事業学会理事・日本交通学会理事を兼職しております。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の影響により個人消費に弱い動きが見られるなど、先行き不透明な状況となっております。

このような情勢下でありまして、当社グループでは、安全はすべての事業の根幹であるとの認識のもと、「東武グループ中期経営計画2014～2016」にもとづき、将来にわたる持続的成長を目指し、訪日外国人観光客向けサービスの拡充をはじめ交流人口の創出に努めるなど、各事業において積極的な営業活動を展開してまいりました。

当期の連結業績は、連結子会社の一部において前期に決算期変更を行った影響等もあり、営業収益は5,832億68百万円（前期比1.7%減）、営業利益は531億58百万円（前期比5.1%減）、経常利益は461億38百万円（前期比11.2%減）、当期純利益は306億53百万円（前期比2.8%減）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

### 運輸事業

鉄道業におきまして、当社では、安全を最優先に、より多くのお客様にご利用いただけるよう、様々な取り組みを進めております。

安全輸送面では、竹ノ塚駅付近や清水公園～梅郷間の高架化工事を進めたほか、列車運行のさらなる安全性向上をはかるため、川越市～小川町間においては、新運転保安システムとして、先行列車の位置から列車の運行を制御する自動列車制御装置（ATC）の使用を開始するとともに、浅草～館林・新栃木間、亀戸線および大師線においては、運行管理システムを導入し、これにより、全線における信号制御の集中化と列車位置情報の集約化が完了いたしました。また、ホーム上の安全対策として、柏駅においてホームドア（可動式ホーム柵）の使用を開始いたしました。さらに、大規模地震等に備えた防災対策工事として、駅舎および高架橋の耐震補強工事や長大橋梁改修工事を実施いたしました。そのほか、従業員に対して、安全に関する様々な教育を継続し、駅における避難誘導訓練や列車の一旦停止訓練を実施したほか、踏切における事故の発生を想定し、併発事故防止訓練やお客様の避難誘導訓練等の異常時総合訓練を行いました。

営業面では、沿線の活性化をはかるとともに一層の親しみをお持ちいただけるよう、野田線に路線愛称名「東武アーバンパークライン」を導入いたしました。また、開業100周年を迎えた東上線では、記念イベントの開催等を通じてさらなる沿線活性化をはかるとともに、沿線自治体の各キャラクターをラッピングした「キャラクタートレイン」を運行することで沿線の魅力をPRしたほか、外国人観光客の利用促進をはかるため、「KAWAGOE DISCOUNT PASS」を販売するなど、交流人口の創出に努めました。さらに、沿線における漫画やアニメ等の人気キャラクターを活用した事業展開として、「クレヨンしんちゃん」や「鉄道むすめ」と連携したスタンプラリーを開催する等、沿線地域と一体となった取り組みを実施いたしました。また、大宮駅の拠点機能を活用し、北陸新幹線の開業に合わせ、北陸・上信越・東北方面から東京スカイツリータウンをはじめ沿線観光地への誘客を目的に、大宮発浅草行き臨時快速列車の運転を実施したほか、金曜帰宅時の着席需要に応えるため、臨時「T」ライナーや臨時特急「きりふり」を運行し、増収およびお客様の利便性向上に努めました。

バス・タクシー業におきまして、東北急行バス(株)では、東京都内と金沢を結ぶ高速バス「きまっし号」を新設したほか、関越交通(株)では、世界遺産となった富岡製糸場を経由する高速バス「富岡製糸場経由伊香保・四万温泉シャトル」の運行開始に際して、鉄道業と連携し、特急りょうもう号との乗り継ぎルートの整備により利用促進に努めました。また、東武バスセントラル(株)では、スカイツリーシャトル東京駅線の一部で東武ホテルレバント東京への乗入れを開始したほか、東武バスウエスト(株)では、大型ショッピングモールと鶴瀬駅を結ぶ路線を新設し、増収に努めました。

運輸事業全体としては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の影響により営業収益は2,119億60百万円（前期比2.2%減）となったものの、効率的な事業展開に努めたことにより営業利益は309億41百万円（前期比2.9%増）となりました。

## レジャー事業

スカイツリー業におきまして、「東京スカイツリー」では、滞在時間の限られた外国人観光客がスムーズに入場できるよう、「Fast Skytree Ticket」を販売し外国人観光客の誘致促進体制のさらなる充実をはかりました。また、香港や台湾、タイで開催された国際旅行博へ出展するなど、外国人観光客の誘致活動についても積極的に展開いたしました。さらに、年間を通じて季節に応じたイベントを開催するとともに、多彩なライティングを実施し賑わいの創出に努めたほか、東京スカイツリー天望デッキ日時指定入場券引換券について、一部のコンビニエンスストアで販売を開始し、販路の拡大をはかりました。

旅行業におきまして、トップツアー(株)および東武トラベル(株)では、全国および海外から東京スカイツリーをはじめ日光・鬼怒川地区等の当社沿線観光地に多くのお客様を誘致し沿線の活性化およびグループ収益の拡大に寄与いたしました。また、団体旅行や外国人観光客に

対するさらなる営業強化等をはかるため、平成27年4月1日に、トップツアー(株)と東武トラベル(株)が合併し、新会社東武トップツアーズ(株)が発足いたしました。

ホテル業におきまして、「コートヤード・マリオット銀座東武ホテル」や「成田東武ホテルエアポート」では、海外の旅行会社等との連携を深めたことに加え、円安効果もあり、外国人宿泊者が増加し好調に推移いたしました。

遊園地・観光業におきまして、東武動物公園では、音楽に合わせてリズムカルに光が点滅するイルミネーション等を実施したほか、本年1月に誕生したホワイトタイガーの赤ちゃん4頭について、テレビモニターを通じた展示を開始いたしました。また、東武ワールドスクウェアでは、園内展示物を紹介する映像ホール「ヒストリウム・シアター結(ゆい)」をオープンし、誘客に努めました。

レジャー事業全体としては、天候不順の影響があったものの、前期に当社子会社となったトップツアー(株)の収益が年間を通じて寄与したことにより、営業収益は796億12百万円(前期比5.9%増)となり、営業利益は79億99百万円(前期比33.8%減)となりました。

### 不動産事業

スカイツリータウン業におきまして、「東京ソラマチ」では外国人観光客を対象に「春節開運キャンペーン」を開催したほか、「見上げるビアガーデン」、「プロジェクトンマッピング」等の各種イベントを開催し、誘客および収益確保をはかりました。また、開業以来多くのお客様にお越しいただき、9月には東京スカイツリータウンの来場者数が1億人を超えました。

不動産賃貸業におきまして、保有資産を有効活用し安定的な収益確保および沿線価値の向上をはかるため、新越谷駅ビル「ヴァリエ」1階食品ゾーンを全面リニューアルオープンしたほか、成増駅橋上店舗の改修工事に着手いたしました。また、梅島駅や五反野駅等の高架下に店舗を新設し、駅および周辺施設の充実と増収に努めました。

不動産分譲業におきまして、当社では、沿線価値向上および沿線定住人口増加を目的として、分譲戸建住宅「ソライエ清水公園アーバンパークタウン」(野田市清水公園東)および分譲マンション「ソライエ柏豊四季」(柏市豊四季)の販売を開始したほか、「ブリリアときわ台ソライエレジデンス」(板橋区前野町)等のマンションおよび滑川町月の輪等の土地を販売いたしました。

不動産事業全体としては、マンション販売戸数の縮小等により営業収益は568億8百万円(前期比11.1%減)となったものの、賃借していた池袋駅ビル等の資産を取得したことに伴う賃借料の減少により、営業利益は95億11百万円(前期比17.8%増)となりました。

### 流通事業

流通業におきまして、(株)東武百貨店では、池袋店において、外国人観光客向けの免税カウ

ンターの窓口を増やしたほか、春節シーズンに合わせ「外国人観光客案内カウンター」を設置する等、サービスの充実により増収に努めました。また、船橋店においては、営業時間を延長し、通勤帰りのお客様の利用促進をはかったほか、(株)東武宇都宮百貨店では、「栃木市役所店」を開店し、増収に努めました。そのほか、各店において各種催事を開催し多くのお客様にご来店いただけるよう努めました。(株)東武カードビジネスでは、新規入会等によるポイントプレゼントキャンペーンを開催したほか、ポイントを同社ホームページ上で商品に交換できるサービスを開始するなど、「東京スカイツリー東武カードPASMO」の新規会員の獲得に努めました。

流通事業全体としては、消費税増税後の個人消費の伸び悩みにより営業収益は2,050億55百万円（前期比1.3%減）、営業利益は6億34百万円（前期比57.3%減）となりました。

### その他事業

建設業におきまして、東武建設(株)では、日光市においてリゾートホテル新築工事を、東武谷内田建設(株)では、墨田区において美術館新築工事をそれぞれ受注いたしました。

そのほか、東武ビルマネジメント(株)では、港区において大規模シティホテルの設備管理業務を受注し増収に努めました。また、(株)東武エネルギーマネジメントでは、滑川町（森林公園検修区南側土地）をはじめ5か所において太陽光発電所を完成させ、売電を開始いたしました。

その他事業全体としては、連結子会社の一部において前期に決算期変更を行った影響等により営業収益は956億35百万円（前期比0.4%減）、営業利益は47億0百万円（前期比9.9%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。

### ① 完成した主な工事等

| 事業内容  |          | 会社名     | 設備投資の内容              |
|-------|----------|---------|----------------------|
| 運輸事業  | 鉄道業      | 当 社     | 60000系48両新造          |
|       | バス・タクシー業 | 東武バス(株) | 乗合バス55両新造            |
| 不動産事業 | 不動産賃貸業   | 当 社     | 池袋駅ビルおよび船橋駅ビル信託受益権取得 |

### ② 施行中の主な工事等

| 事業内容  |        | 会社名 | 設備投資の内容                                                                 |
|-------|--------|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 運輸事業  | 鉄道業    | 当 社 | 竹ノ塚駅付近高架化<br>清水公園～梅郷間高架化<br>東上線新運転保安システム新設<br>伊勢崎駅付近高架化<br>本線運行管理システム新設 |
| 不動産事業 | 不動産賃貸業 | 当 社 | 曳舟駅ビル建設<br>豊洲ビル建設<br>成増駅ビル建設および成増駅橋上<br>店舗改修<br>新越谷駅ビル（ヴァリエ）改修          |

### (3) 資金調達の状況

当社では、㈱日本政策投資銀行からの120億円をはじめ所要の借入をするとともに、次のとおり社債を発行いたしました。

| 銘柄         | 発行日        | 発行総額  | 満期日        |
|------------|------------|-------|------------|
| 第104回無担保社債 | 平成26年6月17日 | 100億円 | 平成33年6月17日 |
| 第105回無担保社債 | 平成26年6月17日 | 100億円 | 平成38年6月17日 |
| 第106回無担保社債 | 平成27年1月30日 | 100億円 | 平成30年1月30日 |

当社グループの当期末における借入金および社債の残高は7,899億21百万円となり、前期末に比べて585億83百万円の増加となりました。

### (4) 対処すべき課題

経済情勢の先行きは、各種経済政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調にあるものの、個人消費の伸び悩みや海外景気の下振れへの懸念等により、未だ不透明であります。

このような情勢ではありますが、社会インフラのひとつである鉄道事業につきましては、安全な列車の運行を確保するとともに、沿線のお客様の生活を支える企業グループとして、さらなる地域の発展と暮らしの快適性・利便性の向上に全力を尽くす所存であります。

また、中長期にわたり経営基盤を強化し、さらなる企業価値向上をはかるため、東京スカイツリータウンを含めた各既存事業の収益力の強化に注力することに加え、2020年も見据えた今後の収益源となる事業創出に取り組み、将来にわたる持続的成長を目指してまいります。

鉄道事業におきましては、社会構造の変化等を踏まえたうえで、安全輸送体制のさらなる充実と沿線ネットワークの活用等お客様のニーズに合った質の高い輸送サービスの提供により、鉄道需要を創出・拡大してまいります。

また、東京スカイツリータウンにおきましては、観光立国日本のシンボルとして「にぎわい」と「活力」を継続すべく、来場者の維持拡大に向け積極的な販売促進施策を展開し、継続的な収益力強化をはかってまいります。加えて、観光戦略の展開にあたっては、東京スカイツリータウンや世界遺産の日光をはじめとした沿線各地の既存観光資源を活かすとともに、新たな観光資源の発掘など、沿線の自治体とも連携したうえで、国内はもとより世界に目を向けた誘客施策を推進することにより、交流人口の増加につなげ沿線と地域の活性化をはかってまいります。さらに、沿線の生活価値向上に向けて、沿線居住者やお客様に対して、地域資源を活かしつつ魅力あるサービスを提供してまいります。

当社グループは、コンプライアンス経営をより一層進め企業の社会的責任を果たし、さらなる企業価値向上へ向けグループ総力をあげて取り組んでまいりますので、株主の皆様には今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分              | 第 192 期<br>(平成23年度) | 第 193 期<br>(平成24年度) | 第 194 期<br>(平成25年度) | 第 195 期<br>(平成26年度)<br>(当 期) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 営 業 収 益<br>百万円   | 543,407             | 577,223             | 593,649             | 583,268                      |
| 当 期 純 利 益<br>百万円 | 16,019              | 28,648              | 31,521              | 30,653                       |
| 1 株当たり当期純利益<br>円 | 14.99               | 26.81               | 29.51               | 28.70                        |
| 総 資 産<br>百万円     | 1,457,305           | 1,463,370           | 1,480,938           | 1,596,725                    |
| 純 資 産<br>百万円     | 292,990             | 327,739             | 354,066             | 394,826                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」にもとづき、当期純利益を期中平均発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2. 第193期の当期純利益等の増加は東京スカイツリータウンがブランドオープンしたことなどによるものです。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分              | 第 192 期<br>(平成23年度) | 第 193 期<br>(平成24年度) | 第 194 期<br>(平成25年度) | 第 195 期<br>(平成26年度)<br>(当 期) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 営 業 収 益<br>百万円   | 212,399             | 221,847             | 229,453             | 221,825                      |
| 当 期 純 利 益<br>百万円 | 11,379              | 17,824              | 20,188              | 20,010                       |
| 1 株当たり当期純利益<br>円 | 10.65               | 16.68               | 18.90               | 18.74                        |
| 総 資 産<br>百万円     | 1,359,503           | 1,367,728           | 1,375,379           | 1,477,008                    |
| 純 資 産<br>百万円     | 261,331             | 281,109             | 297,641             | 318,699                      |

- (注) 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）」にもとづき、当期純利益を期中平均発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。

**(6) 重要な親会社および子会社の状況**

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金                   | 当社の議決権比率       | 主要な事業内容         |
|-----------------|-----------------------|----------------|-----------------|
| 東武タワースカイツリー株式会社 | 17,225 <sup>百万円</sup> | 77.5%          | 電波塔・観光施設業       |
| トップツアー株式会社      | 3,000                 | (100.0)<br>0.0 | 旅行業             |
| 東武建設株式会社        | 1,091                 | 99.1           | 総合建設業           |
| 東武運輸株式会社        | 294                   | 94.7           | 貨物自動車運送業        |
| 株式会社東武ホテルマネジメント | 280                   | 100.0          | ホテル業            |
| 東武谷内田建設株式会社     | 90                    | (60.0)<br>50.0 | 総合建設業           |
| 東武ビルマネジメント株式会社  | 80                    | 100.0          | 建物管理業           |
| 株式会社東武百貨店       | 50                    | 100.0          | 百貨店業            |
| 株式会社東武宇都宮百貨店    | 50                    | 100.0          | 百貨店業            |
| 東武商事株式会社        | 10                    | 100.0          | 駅売店・コンビニエンスストア業 |
| 株式会社東武エナジーサポート  | 10                    | 100.0          | 石油卸売業           |

(注) ( ) 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率であります。

- ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名       | 資本金                  | 当社の議決権比率        | 主要な事業内容 |
|-----------|----------------------|-----------------|---------|
| 株式会社東武ストア | 9,022 <sup>百万円</sup> | (27.5)<br>27.4% | ストア業    |

(注) ( ) 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率であります。

(7) 主要な事業内容および事業所等

| 事業内容    |                | 主要な会社                          | 主要な事業所および事業施設等                                                                                 |
|---------|----------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運輸事業    | 鉄道業            | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>営業キロ463.3km、旅客駅数203駅、車両数1,914両                                                   |
|         | バス・タクシー業       | 東武バスセントラル(株)                   | 本社（東京都足立区）<br>路線バス営業キロ1,119.8km、車両数311両                                                        |
|         |                | 朝日自動車(株)                       | 本社（埼玉県越谷市）<br>路線バス営業キロ719.7km<br>車両数 タクシー156両・バス326両                                           |
|         | 貨物運送業          | 東武運輸(株)                        | 本社（埼玉県南埼玉郡宮代町）<br>車両数12両                                                                       |
| レジャー事業  | 遊園地・観光業        | 東武レジャー企画(株)                    | 本社（埼玉県南埼玉郡宮代町）<br>東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）                                                           |
|         | スポーツ業          | (株)東武スポーツ                      | 本社（埼玉県越谷市）<br>東武スポーツクラブ プレオンせんげんだい（埼玉県越谷市）<br>東武スポーツクラブ プレオン船橋（千葉県船橋市）                         |
|         | 旅行業            | トップツアー(株)                      | 本社（東京都目黒区）<br>支店等122か所（国内116か所、国外6か所）                                                          |
|         | ホテル業           | 当 社                            | 当社本社（東京都墨田区）<br>(株)東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区）<br>東武ホテルレバント東京（東京都墨田区）<br>コートヤード・マリオット銀座東武ホテル（東京都中央区） |
|         |                | (株)東武ホテルマネジメント                 |                                                                                                |
|         | 飲食業            | 東武食品サービス(株)                    | 本社（東京都豊島区）<br>飲食店等63店                                                                          |
| スカイツリー業 | 東武タワースカイツリー(株) | 本社（東京都墨田区）<br>東京スカイツリー（東京都墨田区） |                                                                                                |
| 不動産事業   | 不動産賃貸業         | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>柏駅ビル（千葉県柏市）<br>東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市）                                                  |
|         | 不動産分譲業         | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>埼玉県事務所（埼玉県久喜市）                                                                   |
|         | スカイツリー<br>タウン業 | 当 社                            | 本社（東京都墨田区）<br>東京ソラマチ（東京都墨田区）<br>東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）                                        |

| 事業内容  |      | 主要な会社         | 主要な事業所および事業施設等                                |
|-------|------|---------------|-----------------------------------------------|
| 流通事業  | 流通業  | (株)東武百貨店      | 本社（東京都豊島区）<br>池袋店（東京都豊島区）<br>船橋店（千葉県船橋市）      |
|       |      | (株)東武宇都宮百貨店   | 本社（栃木県宇都宮市）<br>宇都宮店（栃木県宇都宮市）<br>大田原店（栃木県大田原市） |
|       |      | 東武商事(株)       | 本社（東京都墨田区）<br>駅売店等109店                        |
| その他事業 | 建設業  | 東武建設(株)       | 本社（栃木県日光市）<br>東京支店（東京都墨田区）                    |
|       |      | 東武谷内田建設(株)    | 本社（東京都墨田区）<br>杉戸事務所（埼玉県南埼玉郡宮代町）               |
|       | その他業 | 東武ビルマネジメント(株) | 本社（東京都墨田区）<br>池袋事業所（東京都豊島区）                   |
|       |      | (株)東武エナジーサポート | 本社（東京都墨田区）                                    |

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業別名称  | 従業員数            | 前期末比増減      |
|--------|-----------------|-------------|
| 運輸事業   | 10,416名〔521名〕   | 177名減〔22名増〕 |
| レジャー事業 | 3,690名〔2,243名〕  | 4名減〔57名増〕   |
| 不動産事業  | 256名〔121名〕      | 1名増〔10名減〕   |
| 流通事業   | 2,559名〔1,812名〕  | 44名減〔27名減〕  |
| その他事業  | 2,365名〔2,724名〕  | 22名減〔78名減〕  |
| 一般管理   | 273名〔－〕         | 6名増〔－〕      |
| 合計     | 19,559名〔7,421名〕 | 240名減〔36名減〕 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 4,305名 | 10名減   | 44.3歳 | 23.3年  |

(注) 従業員数には、出向者、退職者、組合専従者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

| 借入先           | 借入額     |
|---------------|---------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 182,563 |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 92,681  |
| 株式会社みずほ銀行     | 79,816  |
| みずほ信託銀行株式会社   | 45,467  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 31,381  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 27,233  |
| 富国生命保険相互会社    | 17,267  |
| 日本生命保険相互会社    | 14,489  |
| 明治安田生命保険相互会社  | 11,053  |
| 株式会社埼玉りそな銀行   | 8,726   |

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,075,540,607株  
 (3) 株 主 数 71,550名（前期末比10,905名減）  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数                | 持 株 比 率           |
|-----------------------------------------------|----------------------|-------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                       | 50,045 <sup>千株</sup> | 4.68 <sup>%</sup> |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                     | 33,309               | 3.11              |
| 富 国 生 命 保 険 相 互 会 社                           | 32,000               | 2.99              |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                             | 23,266               | 2.17              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                           | 17,712               | 1.65              |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                     | 17,523               | 1.64              |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 15,628               | 1.46              |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行                         | 12,708               | 1.19              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）                    | 11,239               | 1.05              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）                    | 11,183               | 1.04              |

（注）持株比率は自己株式（7,836,517株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年5月23日開催の取締役会決議にもとづき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成18年6月12日発行）

|                                      | 平成27年3月31日現在                                          |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 新株予約権付社債の残高                          | 1,770百万円（注）4                                          |
| 新株予約権の数                              | 177個（注）4                                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                     | 普通株式                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の数                      | 3,215,258株                                            |
| 新株予約権の行使時の払込金額                       | 1株当たり550.5円（注）1、3、5                                   |
| 新株予約権の行使期間                           | 平成18年6月26日から平成28年3月17日まで                              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 | 1株当たり発行価格 550.5円（注）2、3、5<br>1株当たり資本組入額 275.3円         |
| 新株予約権の行使の条件                          | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                    |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                       | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。      |
| 代用払込みに関する事項                          | 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。 |

(注) 1. 新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は、各社債の発行価額10百万円と同額とします。

2. (1) 平成21年1月30日（以下「標準修正日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値の0.1円未満の端数を四捨五入した金額（以下「標準修正時価」という。）が、標準修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成21年2月10日（日本時間）以降、標準修正時価に下方修正されます。ただし、上記計算の結果算出される金額が当初転換価額の

80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、転換価額は、かかる金額に修正されます。

(2) 平成27年4月1日以降（当日を含む。）の当社の選択する日（以下「特別修正日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値の0.1円未満の端数を四捨五入した金額（以下「特別修正時価」という。）の95%に相当する価額が、特別修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、当社は、転換価額を特別修正時価の95%に下方修正することができます。かかる修正は、特別修正日（当日を含まない。）から2営業日目の日に効力を生じ、修正通知に定められた終了日（特別修正効力発生日（当日を含まない。）から20取引日目以降の日とし、以下「特別修正終了日」という。）まで（当日を含む。）継続します。ただし、この計算の結果算出される金額が当初転換価額の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に相当する金額を下回る場合には、転換価額は、かかる金額に修正されます。転換価額は、特別修正終了日の翌日から修正前の転換価額に復します。

3. 上記2に定める転換価額の下方向修正条項に該当したため、平成21年2月10日以降、転換価額を725円から580.0円に修正しております。
4. 平成21年3月31日において、本新株予約権付社債権者の請求により、本社債の一部を額面金額の100%で繰上償還したため、当初発行価額の50,000百万円より変更となっております。また、これに伴い、新株予約権の数も当初の5,000個より変更となっております。
5. 平成23年3月14日の公募増資および同年3月25日の第三者割当増資に伴い、転換価額を580.0円から550.5円に修正しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名                      | 担当および重要な兼職の状況                                                                                         |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役社長  | ね づ よし ずみ<br>根 津 嘉 澄     | 東京急行電鉄株式会社社外取締役<br>株式会社松屋社外取締役<br>株式会社ゆうちょ銀行社外取締役<br>富国生命保険相互会社社外監査役<br>丸紅株式会社社外監査役<br>株式会社東武ストア社外取締役 |
| 代表取締役<br>取締役副社長 | つ の だ けん いち<br>角 田 建 一   | 社務総括<br>人事部・診療所担当                                                                                     |
| 代表取締役<br>取締役副社長 | たけ だ ぜん ご<br>竹 田 全 吾     | 生活サービス創造本部長<br>監理部担当                                                                                  |
| 代表取締役<br>専務取締役  | まき の おさむ<br>牧 野 修        | 鉄道事業本部長                                                                                               |
| 代表取締役<br>専務取締役  | いの もり しん じ<br>猪 森 信 二    | グループ事業部・財務部担当<br>株式会社東武ストア社外取締役                                                                       |
| 常務取締役           | ひら た かず ひこ<br>平 田 一 彦    | 監理部・経営企画部・システム開発部・資産管理部担当<br>株式会社東武ストア社外監査役<br>東武シェアードサービス株式会社代表取締役                                   |
| 常務取締役           | すず ぎ みち あき<br>鈴 木 道 明    | 総務法務部長、調査室長<br>広報部担当                                                                                  |
| 取 締 役           | み 三 わ 輪 ひろ あき<br>三 輪 裕 章 | 人事部長<br>一般財団法人東武博物館理事長                                                                                |
| 取 締 役           | おお かつ のり たか<br>大 勝 規 好   | 鉄道事業本部安全推進部長                                                                                          |
| 取 締 役           | お じろ あき ひろ<br>小 代 晶 弘    | 生活サービス創造本部住環境開発部長                                                                                     |
| 取 締 役           | いわ せ ゆたか<br>岩 瀬 豊        | 生活サービス創造本部S C事業部長                                                                                     |
| 取 締 役           | おお くま やす よし<br>大 熊 康 義   | システム開発部長                                                                                              |
| 取 締 役           | こし むら とし あき<br>越 村 敏 昭   | 東京急行電鉄株式会社代表取締役会長<br>シロキ工業株式会社社外取締役                                                                   |
| 取 締 役           | さか まき のぶ あき<br>坂 巻 伸 昭   | トップツアー株式会社代表取締役社長<br>東武トラベル株式会社代表取締役社長<br>株式会社東武エナジーサポート代表取締役社長                                       |

| 地 位   | 氏 名                    | 担当および重要な兼職の状況                                                         |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | なか じま なお たか<br>中 嶋 直 孝 |                                                                       |
| 常勤監査役 | とよ だ いく お<br>豊 田 郁 夫   |                                                                       |
| 監 査 役 | しょう だ おさむ<br>正 田 修     | 株式会社日清製粉グループ本社名誉会長相談役                                                 |
| 監 査 役 | も ぎ ゆうづぶろう<br>茂 木 友三郎  | キッコーマン株式会社取締役名誉会長取締役会議長<br>カルビー株式会社社外取締役<br>株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外監査役 |
| 監 査 役 | こ ばやし たかし<br>小 林 喬     | 富国生命保険相互会社相談役<br>株式会社松屋社外監査役                                          |

- (注) 1. 取締役越村敏昭氏は、社外取締役です。
2. 監査役正田 修氏、茂木友三郎氏および小林 喬氏は、社外監査役です。
3. 常勤監査役中嶋直孝氏は、当社の経理および財務部門において長年にわたる業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 役員の変動は、次のとおりです。
- ・平成26年6月18日、監査役茂木友三郎氏はH O Y A(株)社外取締役を退任いたしました。
  - ・平成26年6月25日、取締役社長根津嘉澄氏は(株)ゆうちょ銀行社外取締役に就任いたしました。
  - ・平成26年6月25日、監査役小林 喬氏は日本信号(株)社外取締役を退任いたしました。
  - ・平成26年6月27日、専務取締役中島健三氏および常務取締役古澤廣道氏は任期満了により退任いたしました。
  - ・平成26年6月27日、大熊康義氏は取締役に選任され就任し、取締役システム開発部長となりました。
  - ・平成26年6月27日、角田建一氏は専務取締役社務総括・人事部・診療所担当から取締役副社長社務総括・人事部・診療所担当に、竹田全吾氏は専務取締役生活サービス創造本部長および監理部・グループ事業部担当から取締役副社長生活サービス創造本部長および監理部・グループ事業部担当に、牧野 修氏は常務取締役鉄道事業本部長から専務取締役鉄道事業本部長に、猪森信二氏は常務取締役システム開発部・財務部・資産管理部担当から専務取締役システム開発部・財務部・資産管理部担当に、平田一彦氏は常務取締役グループ事業部長および監理部担当から常務取締役監理部・グループ事業部担当になりました。
  - ・平成26年6月27日、取締役越村敏昭氏は東映(株)社外取締役を退任いたしました。
  - ・平成26年7月1日、竹田全吾氏は取締役副社長生活サービス創造本部長および監理部・グループ事業部担当から取締役副社長生活サービス創造本部長および監理部担当に、猪森信二氏は専務取締役システム開発部・財務部・資産管理部担当から専務取締役グループ事業部・財務部担当に、平田一彦氏は常務取締役監理部・グループ事業部担当から常務取締役監理部・経営企画部・システム開発部・資産管理部担当になりました。
  - ・平成27年4月1日、猪森信二氏は専務取締役グループ事業部・財務部担当から専務取締役グループ事業部・財務部・池袋開発プロジェクト担当になりました。
  - ・平成27年4月1日、トップツアー(株)と東武トラベル(株)が合併し、東武トップツアーズ(株)となったことにあたり、取締役坂巻伸昭氏は同社代表取締役社長に就任いたしました。
5. 会社法施行規則第124条第1号および第2号にもとづき、当社社外役員の重要な兼職先と当社との

関係について開示すべき事項は次のとおりであります。

(1) 取締役越村敏昭氏の重要な兼職先である東京急行電鉄(株)と当社との間に車両使用料の取引があります。また、同社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

(2) 監査役茂木友三郎氏の重要な兼職先であるカルビー(株)と当社との間に不動産賃貸の取引があります。

(3) 監査役小林 喬氏の重要な兼職先でありました日本信号(株)と当社との間に鉄道機器等の取引があります。また、(株)松屋と当社との間に不動産賃貸の取引があります。

6. 当社は、取締役越村敏昭氏、監査役正田 修氏、茂木友三郎氏および小林 喬氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 16名     | 277百万円    |
| 監 査 役 | 5名      | 65百万円     |
| 合 計   | 21名     | 343百万円    |

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第194期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第189期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第192期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は32百万円であります。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む。）として、81百万円を支給しております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査役会への出席の状況

|          | 取締役会（12回開催） |      | 監査役会（6回開催） |      |
|----------|-------------|------|------------|------|
|          | 出席回数        | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 取締役越村敏昭  | 9回          | 75%  | —          | —    |
| 監査役正田修   | 12回         | 100% | 6回         | 100% |
| 監査役茂木友三郎 | 9回          | 75%  | 6回         | 100% |
| 監査役小林喬   | 11回         | 92%  | 5回         | 83%  |

・取締役会および監査役会における発言の状況

取締役越村敏昭氏は、業務執行を行う経営陣から独立した立場より質問、助言を適宜行っております。

各社外監査役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 支 払 額      |
|--------------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 135百万円 (注) |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 229百万円     |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準対応のアドバイザー業務およびコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(注) 上記の決定の方針につきましては、事業年度中における内容を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定機関は、取締役会から監査役会に変更となっております。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき、次のとおり決議しております。

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令および定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスカードを作成のうえ全役職員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令および社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故、災害等に関する危機管理については、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」を定期的開催し、危機に関する情報の共有化をはかるほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて同委員会を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取締役会を開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、常務会を定期的開催し、経営に関する重要な事項について審議するほか、事業運営等に関

する重要な情報の共有化をはかる。

- (5) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行うほか、グループガバナンスの一層の強化を目指して、監査を行うとともに、定期的に「東武グループコーポレート会議」等を開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有化をはかり、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の業務を補助するために専任の監査役スタッフを配置し、その人選・異動については、監査役と協議のうえ行う。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う常務会等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。
- (注) 上記の体制につきましては、事業年度中における内容を記載しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行にあわせ、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部変更しております。変更内容は、法令の改正を踏まえて、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査を支える体制について、現状に即した表現への変更を行ったものであります。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに当社の基幹事業である運輸業における輸送の安全を確保させるための取り組みを一層推進してまいります。近時、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例がみられるようになりました。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、信頼の確立、成長基盤の確立を基に継続的に企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくために、経営の根底にある「安全・安心」の提供や鉄道事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくことが不可欠であると考えます。

東武グループでは、業平橋押上地区において、「Rising East Project ～ やさしい未来が、ここからはじまる。」をコンセプトに、「東京スカイツリー」を核とした大規模複合開発プロジェクトを進めております。東武グループでは、最も重要な成長戦略と位置づける同プロジェクトの着実な推進と、それに連動した沿線拠点戦略の展開により、企業・沿線価値の向上を図るとともに、グループ全体の事業の効率性向上を追求し、財務体質の強化に努め、将来にわたる持続的成長を目指しております。

同プロジェクトを推進するために、観光と商業が融合した他に類を見ない新しい街づくりを着実に進め、「東京スカイツリー」の広域からの集客力を活かして、プロジェクト収益・利益の最大化を図るとともに、鉄道をはじめとしたグループ各事業においても同プロジェクトとの連携を深め、「東武」ブランドの価値向上と、グループ全体での収益の取り込みを目指しております。

このような経営戦略が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸

送の安全の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に向けて、当社を中核とする東武グループは、信頼の確立と成長基盤の確立を基に事業活動を推進しておりますが、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けることが、東武グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の根幹をなすものと考えております。

また、当社は、東武グループの中長期的な成長のため運輸事業を中心に、レジャー、不動産、流通、その他の各セグメントにおいて収益拡大を継続できる経営基盤の強化に努めることで、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいります。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について承認を得ております。

本プランは、当社株式等の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%

以上となる公開買付（以下「買付等」と総称し、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会が買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を得たうえ、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案等の検討、買付者等との協議・交渉、当社取締役会等を通じた株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。当社取

締役会は、上記決議を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

本プランの有効期間は平成24年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値は希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する株式の希釈化は生じません。）。

### ③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した取り組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記(2)②記載のとおり、企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。とくに、本プランは当社の株主総会において決議がなされ導入しているため、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を得ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができること、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議するとされていること、本プランは有効期間を約3年間と定め、有効期間の満了前であっても当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、合理性を有し、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 純 資 産 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>141,472</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>440,358</b>   |
| 現金及び預金          | 30,301           | 支払手形及び買掛金            | 41,740           |
| 受取手形及び売掛金       | 56,877           | 短期借入金                | 139,705          |
| 短期貸付金           | 1,058            | 1年内返済予定の長期借入金        | 60,513           |
| 有価証券            | 354              | 1年内償還予定の社債           | 26,470           |
| 分譲土地建物          | 20,541           | 未払費用                 | 6,565            |
| 前払費用            | 2,119            | 未払消費税等               | 5,117            |
| 繰延税金資産          | 4,448            | 未払法人税等               | 12,453           |
| その他             | 26,036           | 前受金                  | 62,327           |
| 貸倒引当金           | △264             | 賞与引当金                | 2,236            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,455,252</b> | 商品券等回収損失引当金          | 3,846            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,302,840</b> | 資産除去債務               | 368              |
| 建物及び構築物(純額)     | 565,826          | その他                  | 79,015           |
| 機械装置及び運搬具(純額)   | 81,091           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>761,540</b>   |
| 土地              | 597,819          | 社債                   | 133,000          |
| 建設仮勘定           | 43,654           | 長期借入金                | 430,233          |
| その他(純額)         | 14,447           | 鉄道・運輸機構長期未払金         | 36,790           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>30,155</b>    | 繰延税金負債               | 16,077           |
| 公共施設負担金         | 2,024            | 再評価に係る繰延税金負債         | 52,532           |
| その他             | 28,130           | 役員退職慰労引当金            | 1,141            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>122,256</b>   | 退職給付に係る負債            | 51,736           |
| 投資有価証券          | 92,503           | 資産除去債務               | 2,959            |
| 長期貸付金           | 1,016            | その他                  | 37,069           |
| 破産更生債権等         | 1,138            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,201,899</b> |
| 退職給付に係る資産       | 2,166            | (純資産の部)              |                  |
| 繰延税金資産          | 6,618            | 株主資本                 | 300,343          |
| その他             | 21,123           | 資本剰余金                | 102,135          |
| 貸倒引当金           | △2,310           | 利益剰余金                | 70,398           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>1,596,725</b> | 自己株式                 | △3,872           |
|                 |                  | その他の包括利益累計額          | 75,669           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金         | 29,219           |
|                 |                  | 土地再評価差額金             | 43,344           |
|                 |                  | 為替換算調整勘定             | 148              |
|                 |                  | 退職給付に係る調整累計額         | 2,956            |
|                 |                  | 少数株主持分               | 18,813           |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>394,826</b>   |
|                 |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,596,725</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額     |         |
|--------------------|---------|---------|
| 営業収益               |         | 583,268 |
| 営業費                |         |         |
| 運輸業等営業費及び売上原価      | 412,228 |         |
| 販売費及び一般管理費         | 117,881 | 530,110 |
| 営業外収益              |         | 53,158  |
| 受取利息               | 48      |         |
| 受取配当金              | 2,217   |         |
| 少額工事負担金等受入額        | 447     |         |
| その他の               | 2,767   | 5,481   |
| 営業外費用              |         |         |
| 支払利息               | 9,826   |         |
| 支持分法による投資損失        | 8       |         |
| その他の               | 2,666   | 12,501  |
| 経常利益               |         | 46,138  |
| 特別利益               |         |         |
| 工事負担金等受入額          | 625     |         |
| 特定都市鉄道整備準備金取崩額     | 3,617   |         |
| 投資有価証券売却益          | 1,653   |         |
| 特別目的会社資産売却に伴う受取配当金 | 8,278   |         |
| その他の               | 1,594   | 15,769  |
| 特別損失               |         |         |
| 固定資産除却損            | 1,773   |         |
| 固定資産圧縮損            | 634     |         |
| 減損                 | 824     |         |
| 投資有価証券評価損          | 519     |         |
| その他の               | 590     | 4,342   |
| 税金等調整前当期純利益        |         | 57,564  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 23,613  |         |
| 法人税等調整額            | 1,996   | 25,609  |
| 少数株主損益調整前当期純利益     |         | 31,954  |
| 少数株主利益             |         | 1,301   |
| 当期純利益              |         | 30,653  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |        |         |         | 株主資本合計  |
|----------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 |         |
| 当 期 首 残 高                  | 102,135 | 70,398 | 115,568 | △3,702  | 284,401 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額  |         |        | △8,516  |         | △8,516  |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高  | 102,135 | 70,398 | 107,052 | △3,702  | 275,885 |
| 当 期 変 動 額                  |         |        |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |        | △6,407  |         | △6,407  |
| 当 期 純 利 益                  |         |        | 30,653  |         | 30,653  |
| 自己株式の取得                    |         |        |         | △173    | △173    |
| 自己株式の処分                    |         | 0      |         | 3       | 3       |
| 土地再評価差額金の取崩<br>持分法の適用範囲の変動 |         |        | 383     |         | 383     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    |         |        |         |         |         |
| 当 期 変 動 額 合 計              | —       | 0      | 24,628  | △170    | 24,458  |
| 当 期 末 残 高                  | 102,135 | 70,398 | 131,681 | △3,872  | 300,343 |

|                            | その他の包括利益累計額                   |                    |                      |                               |                                 | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|----------------------------|-------------------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------|---------|
|                            | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |         |
| 当 期 首 残 高                  | 16,227                        | 38,337             | 54                   | △2,885                        | 51,734                          | 17,931 | 354,066 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額  |                               |                    |                      |                               | —                               | △1     | △8,517  |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高  | 16,227                        | 38,337             | 54                   | △2,885                        | 51,734                          | 17,930 | 345,549 |
| 当 期 変 動 額                  |                               |                    |                      |                               |                                 |        |         |
| 剰 余 金 の 配 当                |                               |                    |                      |                               |                                 |        | △6,407  |
| 当 期 純 利 益                  |                               |                    |                      |                               |                                 |        | 30,653  |
| 自己株式の取得                    |                               |                    |                      |                               |                                 |        | △173    |
| 自己株式の処分                    |                               |                    |                      |                               |                                 |        | 3       |
| 土地再評価差額金の取崩<br>持分法の適用範囲の変動 |                               |                    |                      |                               |                                 |        | 383     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    | 12,991                        | 5,006              | 94                   | 5,842                         | 23,935                          | 883    | 24,818  |
| 当 期 変 動 額 合 計              | 12,991                        | 5,006              | 94                   | 5,842                         | 23,935                          | 883    | 49,277  |
| 当 期 末 残 高                  | 29,219                        | 43,344             | 148                  | 2,956                         | 75,669                          | 18,813 | 394,826 |

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

| 資産の部          |                  | 負債純資産の部        |                  |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| 科目            | 金額               | 科目             | 金額               |
| <b>(資産の部)</b> |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| 流動資産          | 59,385           | 流動負債           | 436,060          |
| 現金及び預金        | 6,482            | 短期借入金          | 236,535          |
| 未収運賃          | 9,307            | 1年内返済予定の長期借入金  | 55,567           |
| 未収金           | 12,166           | 1年内償還予定の社債     | 26,770           |
| 未収収益          | 188              | 未払金            | 39,048           |
| 短期貸付金         | 3,256            | 未払費用           | 3,692            |
| 有価証券          | 44               | 未払消費税等         | 1,171            |
| 分譲土地建物        | 20,696           | 未払法人税等         | 8,270            |
| 貯蔵品           | 2,808            | 預り連繋           | 3,163            |
| 前払費用          | 602              | 預り金            | 25,600           |
| 繰延税金資産        | 1,718            | 前受連繋金          | 7,396            |
| その他           | 2,126            | 前受収金           | 26,009           |
| 貸倒引当金         | △13              | 資産除去債務         | 2,102            |
| <b>固定資産</b>   | <b>1,417,623</b> | その他の負債         | 357              |
| 鉄道事業固定資産      | 761,250          | <b>固定負債</b>    | <b>722,248</b>   |
| 開発事業固定資産      | 330,175          | 社債             | 136,500          |
| 各事業関連固定資産     | 14,495           | 長期借入金          | 422,484          |
| 建設仮勘定         | 43,071           | 長期未払金          | 39,119           |
| 投資その他の資産      | 268,630          | 繰延税金負債         | 2,803            |
| 関係会社株式        | 173,285          | 再評価に係る繰延税金負債   | 51,941           |
| 投資有価証券        | 72,774           | 退職給付引当金        | 38,400           |
| 長期貸付金         | 13,868           | 関係会社事業損失引当金    | 4,202            |
| その他           | 9,898            | 資産除去債務         | 2,939            |
| 貸倒引当金         | △1,197           | その他の負債         | 23,857           |
| <b>資産合計</b>   | <b>1,477,008</b> | <b>負債合計</b>    | <b>1,158,308</b> |
|               |                  | <b>(純資産の部)</b> |                  |
|               |                  | 株主資本           | 250,248          |
|               |                  | 資本剰余金          | 102,135          |
|               |                  | 資本剰余金          | 70,398           |
|               |                  | 資本準備金          | 52,511           |
|               |                  | その他資本剰余金       | 17,887           |
|               |                  | 利益剰余金          | 81,586           |
|               |                  | 繰越利益剰余金        | 81,586           |
|               |                  | 繰越利益剰余金        | 81,586           |
|               |                  | 自己株式           | △3,872           |
|               |                  | 評価・換算差額等       | 68,451           |
|               |                  | その他有価証券評価差額金   | 23,757           |
|               |                  | 土地再評価差額金       | 44,693           |
|               |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>318,699</b>   |
|               |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,477,008</b> |

# 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 |                     | 金 額     |        |
|---------------------|---------------------|---------|--------|
| 鉄 道 事 業             | 業 収 益               | 157,613 |        |
| 営 営 業               | 業 費                 | 129,354 |        |
| 開 発 事 業             | 業 利 益               |         | 28,259 |
| 営 営 業               | 業 収 益               | 64,212  |        |
| 営 営 業               | 業 費                 | 55,041  |        |
| 全 事 業 営 業 利 益       | 業 利 益               |         | 9,171  |
| 営 業 外 収 益           | 業 外 収 益             |         | 37,430 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 他 | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 他 | 2,755   |        |
| そ の 外 の 用 意 他       | そ の 外 の 用 意 他       | 1,887   | 4,642  |
| 営 業 外 費 用 利 息 他     | 営 業 外 費 用 利 息 他     | 10,459  |        |
| 支 払 の 他             | 支 払 の 他             | 1,619   | 12,078 |
| 経 常 利 益             | 経 常 利 益             |         | 29,994 |
| 特 別 利 益             | 特 別 利 益             |         |        |
| 特別目的会社資産売却に伴う受取配当金  | 特別目的会社資産売却に伴う受取配当金  | 8,278   |        |
| 特定都市鉄道整備準備金取崩額      | 特定都市鉄道整備準備金取崩額      | 3,617   |        |
| 投資有価証券売却益           | 投資有価証券売却益           | 847     |        |
| 工事負担金等受入額           | 工事負担金等受入額           | 389     |        |
| そ の 他               | そ の 他               | 197     | 13,329 |
| 特 別 損 失             | 特 別 損 失             |         |        |
| 関係会社事業損失引当金繰入額      | 関係会社事業損失引当金繰入額      | 1,459   |        |
| 固定資産除却損             | 固定資産除却損             | 1,219   |        |
| 減損                  | 減損                  | 792     |        |
| 投資有価証券評価損           | 投資有価証券評価損           | 519     |        |
| 固定資産圧縮損             | 固定資産圧縮損             | 389     |        |
| そ の 他               | そ の 他               | 358     | 4,738  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     | 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 38,586 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 法人税、住民税及び事業税        | 16,131  |        |
| 法人税等調整額             | 法人税等調整額             | 2,444   | 18,575 |
| 当 期 純 利 益           | 当 期 純 利 益           |         | 20,010 |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |                |              |                                              | 資 本     |                |
|---------------------------|---------|--------|----------------|--------------|----------------------------------------------|---------|----------------|
|                           | 資 本 金   | 資本準備金  | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益 剰 余 金<br>そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 102,135 | 52,511 | 17,887         | 70,398       | 75,916                                       | △3,702  | 244,749        |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |         |        |                |              | △8,326                                       |         | △8,326         |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 | 102,135 | 52,511 | 17,887         | 70,398       | 67,590                                       | △3,702  | 236,423        |
| 当 期 変 動 額                 |         |        |                |              |                                              |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |        |                |              | △6,407                                       |         | △6,407         |
| 当 期 純 利 益                 |         |        |                |              | 20,010                                       |         | 20,010         |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |        |                |              |                                              | △173    | △173           |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         |        | 0              | 0            |                                              | 3       | 3              |
| 土地再評価差額金の取崩               |         |        |                |              | 392                                          |         | 392            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)   |         |        |                |              |                                              |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計             | —       | —      | 0              | 0            | 13,995                                       | △170    | 13,825         |
| 当 期 末 残 高                 | 102,135 | 52,511 | 17,887         | 70,398       | 81,586                                       | △3,872  | 250,248        |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                |                | 純資産合計   |
|---------------------------|------------------|----------------|----------------|---------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高                 | 13,139           | 39,752         | 52,892         | 297,641 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額 |                  |                |                | △8,326  |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 | 13,139           | 39,752         | 52,892         | 289,315 |
| 当 期 変 動 額                 |                  |                |                |         |
| 剰 余 金 の 配 当               |                  |                |                | △6,407  |
| 当 期 純 利 益                 |                  |                |                | 20,010  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                  |                |                | △173    |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                  |                |                | 3       |
| 土地再評価差額金の取崩               |                  |                |                | 392     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)   | 10,618           | 4,941          | 15,559         | 15,559  |
| 当 期 変 動 額 合 計             | 10,618           | 4,941          | 15,559         | 29,384  |
| 当 期 末 残 高                 | 23,757           | 44,693         | 68,451         | 318,699 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

東武鉄道株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳澤 秀樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細矢 聡  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富樫 高宏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

東武鉄道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳澤 秀樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 細矢 聡  | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富樫 高宏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第195期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第195期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等との意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- エ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以上

平成27年5月18日

## 東武鉄道株式会社 監査役会

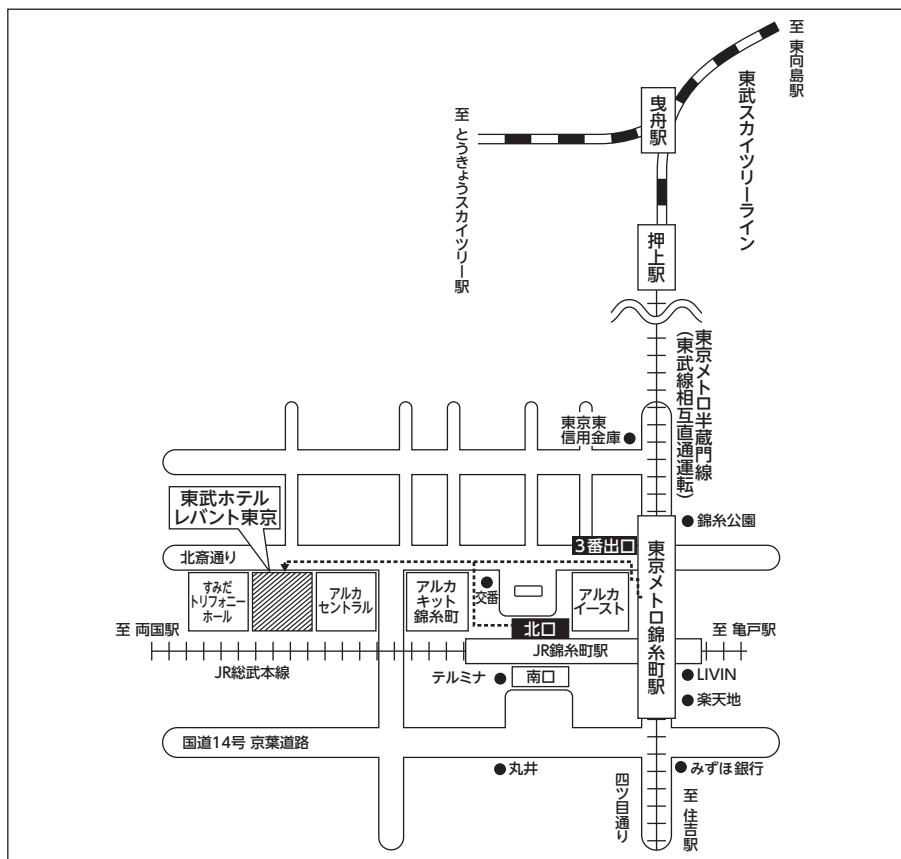
|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 中 嶋 直 孝 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 豊 田 郁 夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 正 田 修   | Ⓔ |
| 社外監査役 | 茂 木 友三郎 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 小 林 喬   | Ⓔ |

以上

※ 「東京スカイツリー」、「スカイツリー」、「東京スカイツリータウン」、「東京スカイツリーイーストタワー」、「スカイツリーシャトル」、「東京スカイツリー天望デッキ」および「スカイツリーライン」は、東武鉄道株式会社および東武タワースカイツリー株式会社の登録商標です。また、「東京ソラマチ」は、東武鉄道株式会社の登録商標です。

# 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号  
東武ホテルレバント東京 4階 錦



- 東京メトロ半蔵門線（東武線相互直通運転）錦糸町駅下車 3番出口より徒歩3分  
（東京メトロ半蔵門線 押上駅～錦糸町駅間では、当社株主優待乗車証をご利用できませんので、別途運賃をお支払ください。）
- JR総武本線 錦糸町駅下車 北口より徒歩3分

株主総会ご出席の株主様へのお土産および乗車券はご用意しておりません。  
なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

